

行政事業レビューシート (厚生労働省)

予算事業名	土地借料	事業開始年度	平成14年度	作成責任者		
担当部局庁	健康局	担当課室	総務課指導調査室	総務課指導調査室 岡山 健二		
会計区分	一般会計	上位政策	-			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	-	関係する計画、通知等	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園法第5条、第6条 ・広島市公園条例第10条 ・長崎市都市公園条例第10条 			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	「土地借料」は、国立広島原爆死没者追悼平和祈念館及び国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館をそれぞれ広島市の所有する平和記念公園及び長崎市の所有する平和公園内に設置しているため、都市公園法、広島市公園条例及び長崎市都市公園条例に基づいて広島市及び長崎市に対し土地借料(使用料)を支払う経費である。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	国(厚生労働省)は、広島市及び長崎市からの原爆死没者追悼平和祈念館に係る土地借料(使用料)の請求に基づき支払いを行う。					
実施状況	支払先: 広島市、長崎市 支払額(平成21年度実績) 広島市 17百万円 長崎市 10百万円					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	50	34	27	28	28
	執行額	28	28	27		
	執行率	56.0	82.4	100		
	総事業費(執行ベース)	28	28	27		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	支出先: 広島市、長崎市				
	見直しの余地	平成22年度予算については、広島市及び長崎市の条例等に基づき、対前年度104%(1百万円増)の規模に見直しを図った。				
予算・監視の効率化	本経費は、原爆死没者追悼平和祈念館に係る土地借料について、都市公園法、広島市公園条例及び長崎市都市公園条例に基づいて広島市及び長崎市に対し支払うものであることから見直しの余地はないが、引き続き適切な予算執行に努めること。					
補記	-					

厚生労働省
27百万円

使用料の支払い。

【随意契約】

A. 広島市
17万円

公園施設設置許可。使用料の請求。

【随意契約】

B. 長崎市
10百万円

公園施設設置許可。使用料の請求。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているかについて補
足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の
 金額が支出されている者につ
 いて記載する。使途と費目の
 双方で実情が分かるように
 記載)

A.広島市			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
使用料	使用料	17			
計		17	計		0
B.長崎市			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
使用料	使用料	10			
計		10	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0